

## 京都市上下水道局告示第26号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第3号の規定に基づき変更届の提出がありましたので、同規程第31条第3号の規定に基づき告示します。

令和7年9月12日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

### 1 届出業者名等

京都市山科区勧修寺東堂田町189番地1

株式会社 島田設備

代表取締役 島田 紀明

### 2 変更事項

(営業所所在地の変更)

京都市山科区勧修寺東堂田町38番地から

京都市山科区勧修寺東堂田町189番地1に変更

(上下水道局下水道部管理課)